

事例 5

事例の概要

【税理士法違反の態様及び関係条項】

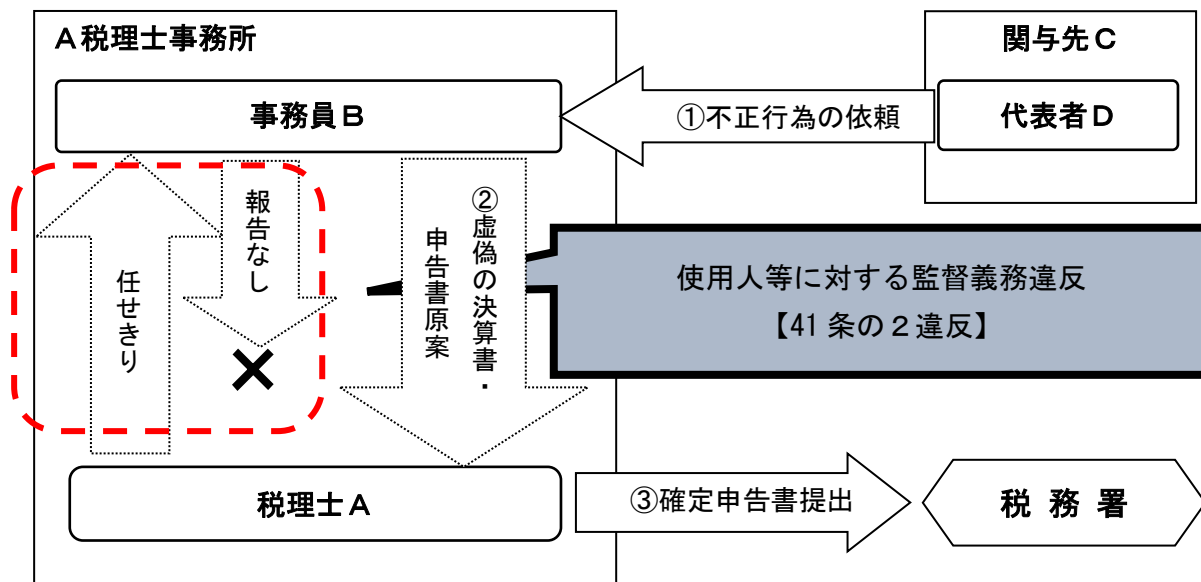
税理士：使用人に対する監督不適切

- ☞ 税理士法第 41 条の 2（使用人等に対する監督義務）違反
同第 46 条（一般の懲戒）該当

【事例の概要】

- 1 税理士 A 事務所に勤務する事務員 B は他の事務員とは異なり、元々は別の税理士事務所に勤務していたが、税理士 A 事務所に入所する際、事務員 B が当時担当していた顧客も税理士 A 事務所に関与することとなった。税理士 A は事務員 B が担当していた顧客の記帳等の会計業務及び申告書原案の作成を任せ、業務報告を求めることはなかった。
- 2 事務員 B は、担当していた関与先 C の代表者 D から、資金繰りの都合で納税額を少なくできないか相談を受け、現金売上げ及び現金仕入れの一部を計上せずに、決算書及び申告書原案を作成し、税理士 A は決算書等の内容を確認し、申告書を作成し、提出した。
- 3 税理士 A は、関与先 C に対する税務調査の際に、初めて事務員 B が不正に加担していた事実を知った。
- 4 税理士 A は、税理士法上の調査において、「事務員 B が不正に加担する事態を招いてしまったことは自分の監督責任である。これからしっかり指導監督を行っていく。」と深く反省するとともに、今後、使用人等の監督体制及び報告体制等を改善し、適正な事務所運営を行う旨誓約した。

【形態図】



【留意すべき事項】

- 使用人監督義務 ➡ 「使用人等の不正行為による使用者である税理士に対する懲戒処分」
- 不正行為 ➡ 「税理士等に対する懲戒処分等の考え方」の「Ⅱ量定の考え方」に記載の行為
- 使用人等の不正行為 ➡ 税理士に対する懲戒処分が他の事務員や顧客に多大な影響を与える。